

## 外来医療に係る医療提供体制の確保について

### 1 千葉県における外来医療の提供体制

#### (1) 施策の現状・課題

本県では、今後、医療・介護需要の急増が見込まれる中で、患者が地域で病状に応じて適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、外来医療においても効率的な外来医療提供体制を構築することが緊急の課題となっています。

#### ア 高齢者人口の増加に伴う医療・介護需要の急増

千葉県における平成27年から令和7年までの高齢者人口の増加率は全国で5番目に高く、令和7年には高齢化率が30%になると見込まれる等、今後急速に高齢者は増加し、高齢化が進行していきます。

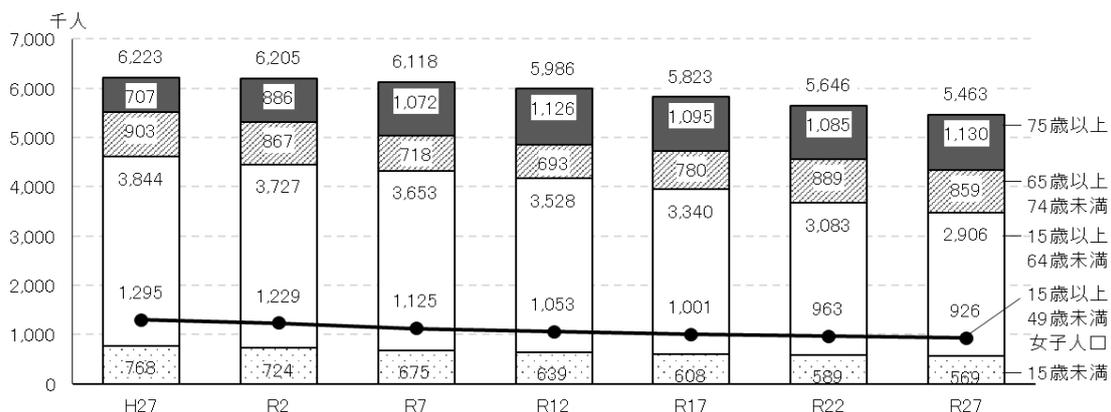
また、昭和40年から50年にかけて人口が急増しており、令和7年には団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となります。

こうした中、疾病構造の変化、在宅医療を可能にする医療技術の進歩を背景に、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた自宅や地域の中で、質の高い療養生活を送りたいという県民ニーズが増大しています。

在宅医療等の利用者数は、令和7年には約7.8万人になると推計されており、そのうち訪問診療のニーズは平成25年の1.8倍以上になることが見込まれています。

また、千葉県における要介護等認定者数は、平成29年度の約26.4万人から、令和7年度には約34.8万人まで増加する見込みです。

図表 千葉県の人口の推移



資料：日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

## イ 医療資源の状況

### (ア) 人口当たりの診療所数

令和3年10月1日現在の一般診療所数は3,838施設で人口10万人あたり61.2と全国平均83.1を大きく下回り、多い順では全国第46位となっています。

一般診療所3,838施設のうち有床診療所は154施設で、施設総数の4.0%を占めています。人口10万人あたりの有床診療所病床数は32.6と全国平均66.7を大きく下回り、多い順では全国第41位となっています。

図表 千葉県の人口10万人当たり一般診療所数等

	一般診療所				病院			
	施設数	人口 10万対	病床数	人口 10万対	施設数	人口 10万対	病床数	人口 10万対
全 国	104,292 うち、有床 6,169	83.1	83,668	66.7	8,205	6.5	1,500,057	1,195.2
千 葉 県	3,838 うち、有床 154	61.2 ※全国 46位	2,044	32.6 ※全国 41位	289	4.6 ※全国 43位	59,758	952.3 ※全国 43位

資料：令和3年医療施設調査・病院報告(厚生労働省)より作成

### (イ) 外来医師偏在指標の状況

国は、医療需要及び人口・人口構成とその変化や患者の流出入等を反映するなど、現時点で入手可能なデータを最大限活用し、医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示す指標として、医師偏在指標を定めています。

外来医療の提供体制を検討するに当たっては、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握が可能となる「外来医師偏在指標」を活用することとします。

なお、国のガイドラインでは、都道府県及び二次医療圏間で独自に調整した患者の流出入を使用することも可能とされていますが、将来の医療需要を算出する際に流出入調整を行っておらず、厚生労働省が提供するデータについても特段の疑義がないことから、当県では厚生労働省が提供する流出入の値を使用します。

#### a 千葉県全体の状況

厚生労働省から提供された令和4年度の外来医師偏在指標データによれば、外来医師偏在指標の全国平均値112.2（人口10万人あたり診療所医師数84.7人）のところ、本県は88.6（人口10万人あたり診療所医師数62.2人）であり、全国平均値を下回っています。

## b 二次保健医療圏の状況

千葉県は全ての二次保健医療圏において、外来医師偏在指標の全国平均値である112.2を下回っており、「外来医師多数区域」に該当する医療圏はありません。

千葉県内で全国順位が最も上位である千葉医療圏は外来医師偏在指標値103.0（人口10万人あたり診療所医師数79.4人）であり、最も下位の市原医療圏は同69.4（人口10万人あたり診療所医師数49.3人）となっています。

なお、外来医師偏在指標においては、「少数区域」の概念はありません。

図表 千葉県における外来医師偏在指標の状況

保健医療圏等	医師偏在指標	全国順位 <sup>※1</sup>	(参考) 人口10万対診療所医師数 <sup>※2</sup>	
全 国	112.2	—	84.7	
千葉県	88.6	43位/47都道府県	62.2	
二次 医 療 圏	千 葉	103.0	150位/335医療圏	79.4
	東葛南部	92.3	223位	62.7
	東葛北部	90.0	233位	59.7
	印 旛	77.5	297位	50.8
	香取海匝	77.9	293位	54.8
	山武長生夷隅	85.9	258位	60.2
	安 房	77.8	294位	85.0
	君 津	83.6	271位	57.0
	市 原	69.4	321位	49.3

厚生労働省ホームページ「令和4年度外来医師偏在指標」から作成

※1 二次医療圏の順位は全国335医療圏中の順位であり、上位33.3%に該当する圏域が「外来医師多数区域」となる。

※2 「人口10万対診療所医師数」は、令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査と令和3年1月1日時点人口（10万人）を基に算出

図表 外来医師偏在指標算出にあたっての患者流出入

	患者数（施設所在地）（病院＋一般診療所の外来患者数、千人/日）										患者総数 （患者住所地） （千人/日）	患者流出入数 （千人/日）	
	千葉	東葛 南部	東葛 北部	印旛	香取 海匝	山武 長生 夷隅	安房	君津	市原	県外			
患者数 （患者住所 地）	千葉	35.3	2.1	0.1	0.7	0.0	0.3	0.0	0.1	0.5	1.4	40.4	2.3
	東葛南部	1.6	60.5	1.3	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1	69.8	-1.6
	東葛北部	0.1	1.8	48.9	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	55.2	-2.4
	印旛	1.7	1.8	0.6	23.6	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	1.0	29.2	-1.8
	香取海匝	0.2	0.1	0.0	0.5	11.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.5	13.2	0.1
	山武長生夷隅	1.4	0.1	0.0	0.6	0.7	15.4	0.7	0.0	0.4	0.5	19.9	-3.5
	安房	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.1	0.0	0.1	6.7	0.9
	君津	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	13.9	0.4	0.3	15.4	-0.7
	市原	1.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.4	9.9	0.2	12.3	-1.0
	都道府県外	0.5	1.8	1.9	0.4	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	-	-	-
患者総数（施設所在地）	42.7	68.2	52.8	27.4	13.3	16.5	7.6	14.7	11.3	-	262.1	-7.6	

資料：平成 29 年度患者調査と平成 29 年度 1 年間の NDB データベース診療報酬データに基づき厚生労働省が算出

- データは小数点以下 4 桁まで入力があるため、本表では各保健医療圏の数値の合計と総数とが一致しないことがある

## ウ 外来医療機能別の状況

外来医療の推進にあたっては、厚生労働省が提供するデータ集等を基に可視化した地域の外来医療提供体制の現状と、当該地域における外来医療機能のあるべき姿について、協議の場で認識を共有し、外来医療機能の課題等についても議論を行うこととされています。外来医療の主な提供者となる診療所は地域の保健医療体制の中で多様な役割を担っていますが、本県ではガイドラインを踏まえ、以下の 4 つの機能について着目します。

### (ア) 通院による外来医療

通院患者の外来診療は多くの診療所で診療行為の中心となるものであり、診療所の医師は日々様々な容態の患者を診察、治療し、必要に応じて専門的な治療を行う医療機関に紹介する等、患者が医療につながる最初の接点としての役割を担っています。

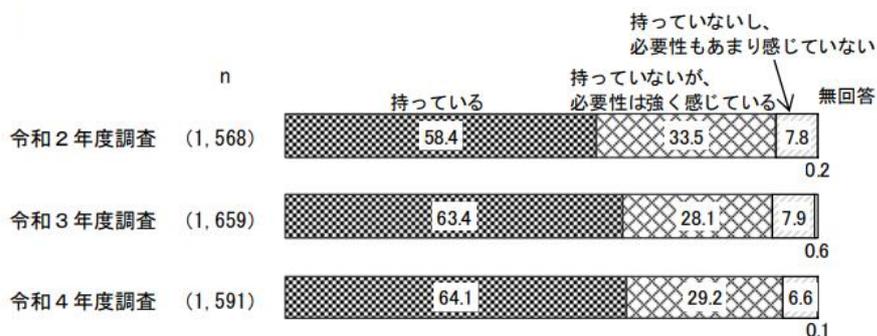
その中でも、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療に限らず健康管理上幅広い支援をする「かかりつけ医」は、地域医療連携や患者の生活の質向上に重要な役割を担います。県内に所在する診療所の医療機関調査の結果がまとめ次第記載割が、自院が地域の「かかりつけ医」としての役割を担っていると考えており、「かかりつけ医」を持っていると回答する県民も 6 割を超えています。

また、国においては、「かかりつけ医」機能が発揮される制度整備を進めており、令和 6 年度以降、医療機能情報提供制度の刷新や「かかりつけ医機能

報告」の創設が予定されています。

図表 自院が「かかりつけ医」の役割を担っていると考える診療所の割合

図表 「かかりつけ医」を持っている県民の割合の年次推移



資料：第63回県政に関する世論調査（令和4年）（千葉県）

### （イ）初期救急医療

多くの診療所が診療時間としていない夜間や休日等において、急病者の外来診療へのアクセスを確保し、初期診療を行って手術や入院治療が必要な患者を二次救急医療施設に転送する初期救急医療は、診療所を中心とした医療提供体制の基盤になじむものであり、地区医師会の協力の下に市町村（一部事務組合を含む）が体制運営を行っています。

令和5年4月1日現在、本県には在宅当番医制を運営している地区医師会が14、夜間休日急病診療所を設置している地域が19あり、地域の実情に応じて在宅当番医制、夜間休日急病診療所、又はこれらの併用により体制が構築されています。

図表 在宅当番医制の実施状況

令和5年4月1日現在

地区医師会名	診療科目	休日診療時間
千葉市医師会	産	9:00~17:00
習志野市医師会	内	9:00~17:00
八千代市医師会	内、外、小、眼、耳、産、皮、その他	9:00~17:00
船橋市医師会	内、外、その他	9:00~17:00
松戸市医師会	内、外、小、眼、耳、産、皮、その他	9:00~17:00
柏市医師会	内、小	9:00~17:00
野田市医師会	内	9:00~16:00
銚子市医師会	内、外、小	9:00~17:00
旭叵瑳医師会	内、外、小	24時間
山武郡市医師会	内、外、小、その他	9:00~17:00
茂原市長生郡医師会	内、外	9:00~17:00
安房医師会	内、外、眼、耳	8:30~17:00
君津木更津医師会	内、外、小	9:00~17:00
市原市医師会	内、外、小、眼、耳、産、皮、その他	9:00~17:00

資料：救急医療体制に関する調査（千葉県）

図表 夜間休日急病診療所の設置状況（休診中の機関を除く）

令和5年4月1日現在

施設名	所在地	電話	診療科目	診療日	診療時間
千葉市夜間応急診療所	千葉市美浜区磯辺3-31-1 千葉市立海浜病院内	043-279-3131	内・小	月～金	19:00～24:00（受付 18:30～23:30）
				土・休日※1	18:00～24:00（受付 17:30～23:30）
千葉市休日救急診療所	千葉市美浜区幸町1-3-9 千葉市総合保健医療センター内	043-244-5353	内・小・外・整 外・耳・眼	休日※1	9:00～17:00 （受付 8:30～11:30、13:00～16:30）
習志野市急病診療所	習志野市鷺沼1-2-1 保健会館2F	047-451-4205 （診療時間内）	内・小	毎日	20:00～23:00
やちよ夜間小児急病センター	八千代市大和田新田477-96 東京女子医科大学八千代医療センター内	047-458-6090	小	毎日	18:00～23:00
船橋市夜間休日急病診療所	船橋市北本町1-16-55 船橋市保健福祉センター1階	047-424-2327	内・小・外  小	毎日	21:00～6:00（受付 21:00～5:45）
				以下の時間は小児科の担当医が診療可能	
				月～金	20:00～23:00（受付 20:00～22:30）
				土	18:00～21:00（受付 18:00～20:30）
日・休日※1	9:00～17:00（受付 8:45～11:30、13:45～16:30） 18:00～21:00（受付 18:00～20:30）				
市川市急病診療所	市川市大洲1-18-1	047-377-1222	内・小  外	毎日	20:00～23:00 （10:00～17:00※2）
				土曜日	20:00～23:00
				休日※3	10:00～17:00 20:00～23:00
浦安市急病診療所	浦安市猫実1-2-5	047-381-9999	内・小	毎日	20:00～23:00 （10:00～17:00※4）
松戸市夜間小児急病センター	松戸市千駄堀993-1 松戸市立総合医療センター内	047-712-2513	小	毎日	18:00～23:00
流山市平日夜間・休日診療所	流山市西初石4-1433-1	04-7155-3456	内・小	月～土	19:00～21:00（受付は20:30まで）
				休日※5	9:00～17:00（受付は16:30まで）
流山市夜間小児救急	流山市中102-1 東葛病院内	04-7159-1011	小	毎日	21:00～8:00

施設名	所在地	電話	診療科目	診療日	診療時間
柏市夜間急病診療所	柏市柏下65-1 ウエルネス柏内	04-7163-0813	内・小	毎日	19:00～22:00
我孫子市休日診療所	我孫子市湖北台1-12-17	04-7187-7020	内・小	休日※5	9:00～17:00 (受付は9:00～11:30/13:00～16:30)
印旛市郡小児初期急病診療所	佐倉市江原台2-27	043-485-3355	小	月～土	19:00～23:00(受付は22:45まで)
				休日※1	9:00～17:00(受付は16:45まで) 19:00～23:00(受付は22:45まで)
佐倉市休日夜間急病診療所	佐倉市江原台2-27	043-239-2020	内	休日※1	19:00～22:00(受付は21:45まで)
成田市急病診療所	成田市赤坂1-3-1	0476-27-1116	内・小	毎日	19:00～23:00(受付は22:45まで)
				休日※6	10:00～17:00(受付は16:45まで)
				外	休日※6
四街道市休日夜間急病診療所	四街道市鹿渡無番地	043-423-0342	内・外	休日※7	19:00～22:00
山武市急病診療所	東金市堀上360-2	0475-50-2511	内・小・外	毎日	20:00～22:00(受付は21:45まで)
長生郡市保健センター 夜間急病診療所	茂原市八千代1-5-4	0475-24-1010	内・小	毎日	20:00～23:00 (受付は19:45～22:45)
安房地域医療センター 内 安房郡市夜間急病 診療部	館山市山本1155	0470-25-5111	内・外	毎日	19:00～22:00
君津郡市夜間急病診療所	木更津市中央1-5-18 旧木更津市保健相談センター内 1階	0438-25-6284	内・小	毎日	20:00～23:00
					(9:00～17:00※5)
市原市急病センター	市原市更級5-1-48	0436-21-5771	内・小	毎日	20:30～23:30 (9:00～17:00※8)

※1 12/29～1/3も診療

※2 休日(12/30～1/4含む)は夜間に加えて昼間も診療

※3 12/30～1/4も診療

※4 休日(12/30～1/3含む)は夜間に加えて昼間も診療

※5 12/30～1/3も診療

※6 8/13～8/15及び12/29～1/3も診療

※7 12/31～1/3も診療

※8 休日(12/29～1/3含む)は夜間に加えて昼間も診療

資料：救急医療体制に関する調査（千葉県）

## (ウ) 在宅医療

在宅医療等の利用見込み者数は、令和7年には約7.8万人になると見込まれており、そのうち、訪問診療のニーズは平成25年の1.8倍になると見込まれています。

在宅医療の中心的な役割を担う在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院は、おおむね増加しています。しかしながら、県内の在宅医療資源は増えているものの、全国的に見ると、人口10万人あたりの在宅療養支援診療所・病院数は6.8か所（令和3年3月：全国平均13.0か所）と相対的に少なく、在宅療養支援診療所が1か所もない市町村もあるなどの偏在も見られます。

また、人工呼吸や気管切開などの医療的ケアが必要となる医療的ケア児等の訪問診療等に対応できる医療機関が少ないことも課題であり、在宅療養を希望する患者を日常的に支える医療体制の整備が重要です。

## (エ) 公衆衛生

公衆衛生が担う業務の範囲は広く、その担い手も多様ですが、診療所に勤務する医師が担う役割としては、学校医や産業医、予防接種や健診の実施による感染症やその他疾病の予防等が挙げられます。

健診等を専門的に提供する一部の診療所を除き、公衆衛生機能を主体とする診療所は少ないと考えられますが、日常の診療を行いながら学校医や予防接種の業務を行う医師が提供体制を支えています。

ひとりの医師が日々の診療を行いながら提供できる機能には限りがあることから、地域での提供体制の維持にあたってはより多くの医師の参画が重要となります。

## エ 外来機能報告・紹介受診重点医療機関

### (ア) 外来機能報告制度

外来医療については、患者の医療機関選択の際、外来機能の情報が十分得られず、また、患者によってはいわゆる大病院志向がある中、外来患者が一部の医療機関に集中し、待ち時間や勤務医の外来負担などの課題が生じています。

また、人口減少や高齢化、外来医療の高度化等が進む中、「かかりつけ医療機能」の強化とともに、地域の外来機能の明確化及び連携を進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、令和3年5月に成立・公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）により、地域における医療機関の外来機能の明確化及び連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、外来機能報告制度が医療法に位置付けられました（令和4年4月1日施行）。

### (イ) 紹介受診重点医療機関

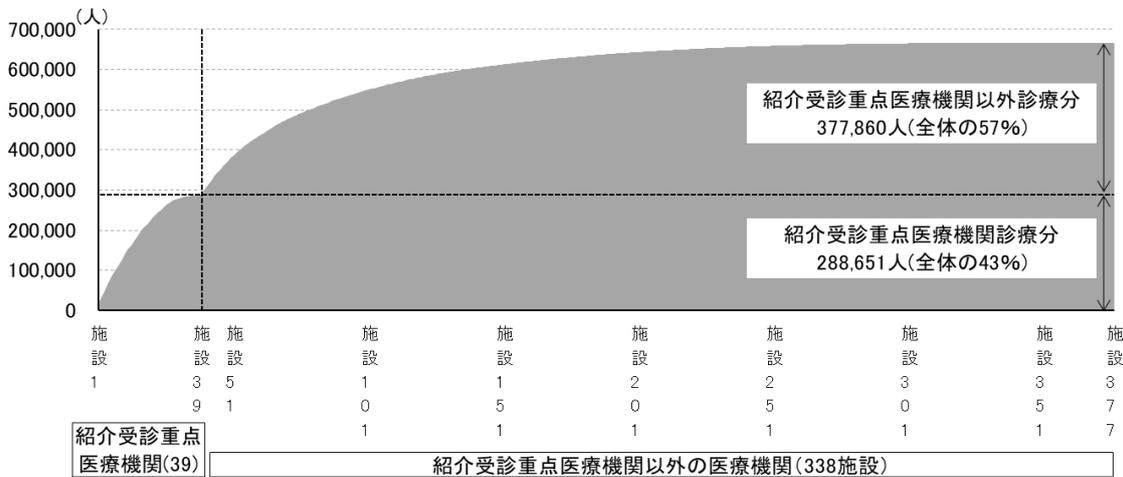
外来機能報告の結果を基に、「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」等の地域の協議の場で、「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関として、紹介受診重点医療機関を取りまとめることとされています。

紹介受診重点医療機関は、「かかりつけ医」からの紹介状を持って受診いただくことに重点を置き、手術・処置や化学療法等を必要とする外来や、放射線治療等の高額医療機器等を必要とする外来といった、医療資源を重点的に活用する外来（紹介受診重点外来）を地域で基幹的に担う医療機関です。千葉県では、令和5年8月1日に初めて対象医療機関を千葉県ホームページに公表しました。

本県においては、初診患者の延べ数に対する紹介受診重点外来の実施割合のうち、今回取りまとめられた紹介受診重点医療機関が当該医療を提供している割合が約43%、再診患者における同様の割合が約47%となっており、紹介受診重点外来の半数弱を紹介受診重点医療機関が担っていることがわ

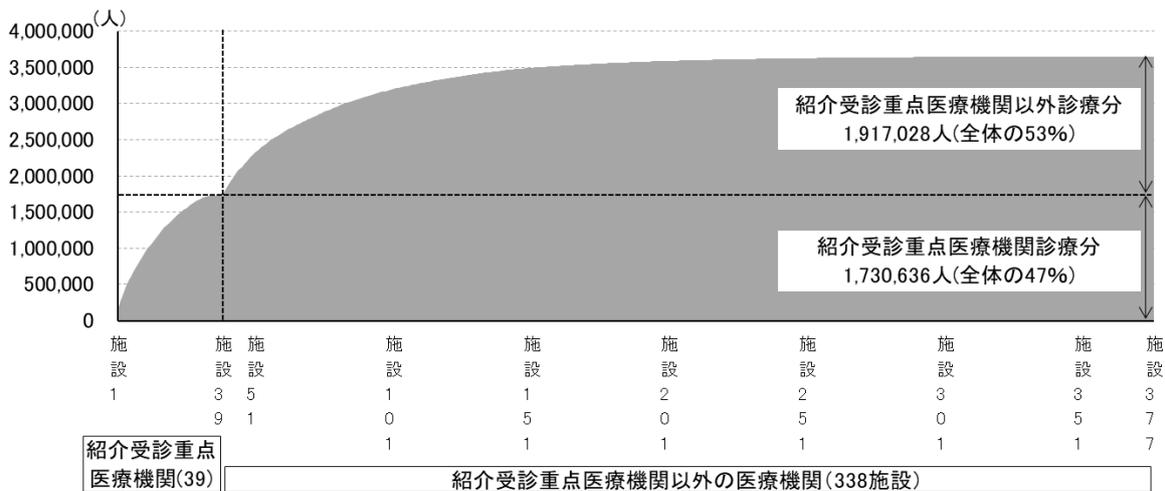
かりました。今回の制度の導入により、さらなる役割分担・連携が進むことが期待されます。

図表 医療資源を重点的に活用する外来の延べ患者数（初診）



医療資源を重点的に活用する外来の延べ患者数（令和4年度外来機能報告を行った医療機関毎積み上げグラフ）

図表 医療資源を重点的に活用する外来の延べ患者数（再診）



医療資源を重点的に活用する外来の延べ患者数（令和4年度外来機能報告を行った医療機関毎積み上げグラフ）

## （2）区域等の設定

### ア 計画対象区域

外来医療提供体制の確保に関する取組の具体化にむけて、外来医療が一定程度完結する区域を、本計画の対象区域として設定します。

対象区域については、外来医師偏在指標等に基づく統一的な基準によって外来医療提供体制の確保を図る必要があることから、二次医療圏が原則とされています。人口規模、患者の受療動向、医療機器の設置状況等を勘案して、

二次医療圏を細分化した都道府県独自の単位で検討を行うことも可能ですが、そうした場合でも二次医療圏単位での検討は必ず行い、医療計画に記載することとされています。

本県においては、二次保健医療圏を基本としており、外来医療機能の偏在等を可視化する指標を算出するために厚生労働省から提供される各種データが二次医療圏を基本としていることから、対象区域を二次保健医療圏単位とします。

#### イ 外来医師多数区域

ガイドラインにおいては、全国の二次医療圏（335医療圏）のうち外来医師偏在指標が上位33.3%に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」に設定することとされています。

既に診療所医師数が一定程度充足していると考えられる外来医師多数区域での新規開業については、開業希望者に全国的な外来医師の偏在の状況を十分に踏まえた判断を促す必要があることから、当該区域では新規開業する者に対して、地域で不足する外来医療機能を担うことを求めます。

なお、外来医師偏在指標については、医師の絶対的な充足状況を示すものではなく、あくまで相対的な偏在の状況を表すものです。

#### ウ 協議の場

医療法第30条の18の4において、地域における外来医療に係る医療提供体制を確保するため、都道府県は対象区域（二次医療圏その他知事が相当と認める区域）ごとに診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、外来医療機能の偏在や不足等への対応に関する事項等について協議を行い、結果を取りまとめて公表するものとされています。

本県においては、協議の場について、医療法第30条の14の規定により各二次保健医療圏に設置されている「地域保健医療連携・地域医療構想調整会議」等を活用します。

### (3) 施策展開の方向性

- ・ 外来医師偏在指標、外来機能報告制度等を活用した外来医療情報の可視化の推進
- ・ 紹介受診重点医療機関の明確化による地域の外来医療の役割分担と連携の促進
- ・ 「かかりつけ医機能」が発揮される制度整備への適切な対応
- ・ 上手な医療のかかり方への県民の理解促進

## 2 医療機器の効率的な活用

### (1) 施策の現状・課題

今後、人口の減少と少子高齢化が進み、医療機関を受診する患者の疾病構造も変化していくことが見込まれる中で、より効率的な医療提供体制の構築が必要です。

医療提供において重要な設備のひとつである医療機器についても効率的に活用することが求められています。地域に所在する医療機器を複数の医療機関が効率的に活用する具体的手法として共同利用があります。

医療機器の効率的活用を推進するためには、県内医療機関における医療機器保有状況や共同利用の実施状況に係る情報を把握し、整理して公表することで、医療機器の共同利用や地域への開放を希望・検討する医療機関に情報を提供し、その取組を支援する必要があります。

なお、本計画における共同利用には、画像診断が必要な患者を当該機器が配置されている医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合等を広く含むこととされています。

## ア 医療機器の配置状況

### (ア) 医療機器の配置状況に関する指標

都道府県・二次医療圏ごとの医療機器偏在状況を、医療機器の種類別に客観的に可視化することを目的として、厚生労働省から地域のニーズを踏まえた医療機器の配置状況に関する指標が提供されました。なお、医療機器のニーズは医療機器の種類ごとに、性・年齢構成に基づく検査需要量を推計して算出されています。

指標作成の対象となる医療機器は、ガイドラインにおいて効率的活用推進の対象となっている、次の5種類です。

- ・ CT（全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）
- ・ MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI）
- ・ PET（PET及びPET-CT）
- ・ 放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）
- ・ マンモグラフィ

本指標は、機器ごとの適正値は示されておらず、あくまで地域間の比較を行うための指標であって、地域における機器の絶対的過不足を示すものではありません。

保健医療圏間の患者流出入は反映されていないため、隣接圏域からの流入

がある地域で流入患者を踏まえた機器配置がなされている場合は指標が上昇するほか、PETや放射線治療機器等数が少ない機器は、1台の配置で指標が大きく変化します。また、規格や用途、年式等の違いによる性能差についても考慮されていません。

以上から、指標は各機器の相対的偏在状況を示した参考資料であり、共同利用の促進に活用するためには、他のデータと比較しながら取り扱う必要があります。

国から提供される対象医療機器の指標データが 届き次第、県内外における指標の状況・比較について記載予定。

図表 医療機器の配置状況に関する指標の状況

#### (イ) 医療機器の配置台数

国から提供される対象医療機器の配置状況データが届き次第、機器の配置状況について記載予定。

図表 医療機器の配置台数に係る状況

#### イ 医療機器の共同利用の状況

既存の医療機器について共同利用による効率的な活用を推進するためには、医療機器の配置状況だけでなく、医療機器の共同利用を受け入れている医療機関の状況についても可視化する必要があります。

県内に立地する医療機関のうち、地域医療支援病院は保有する医療機器の共同利用を受け入れる体制を整備することとされており、各二次保健医療圏の共同利用推進において中心的な役割を担うことが期待されます。

医療機関調査の結果がまとまり次第、共同利用の受入状況について記載予定。

図表 医療機器の共同利用の実施状況

#### (2) 施策展開の方向性

- ・ 医療資源の可視化の促進
- ・ 共同利用方針に基づく対象機器の共同利用の推進